

**特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（加須市バリアフリー条例 第5章）**

特定路外駐車場とは（条例第2条第10号、バリアフリー法第2条第11号）

駐車のために供する面積が500㎡以上で、かつ駐車料金を徴収する不特定多数の車が駐車できる施設で、道路に付属する駐車場、公園・建物の駐車場は除きます。

特定路外駐車場		条例の基準 第47条	
車いす使用者用駐車施設	設置	省令第2条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす使用者用駐車施設を1以上設置</li> <li>・ 幅：350cm以上</li> <li>・ 車いす使用者用駐車施設の表示</li> </ul>
	駐車施設		
移動円滑化経路	設置	省令第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする</li> <li>・ 駐車施設から道又は公園、広場等までの経路の長さができるだけ短くなるよう設置</li> <li>・ 段を設けない（段を設ける場合は、傾斜路を併設）</li> <li>・ 出入口の幅：80cm以上</li> <li>・ 通路の幅：80cm以上</li> <li>・ 車いす回転場所：50m以内に設置</li> <li>・ 段に代わる傾斜路の幅：120cm以上（段に併設する傾斜路の幅：90cm以上）</li> <li>・ 勾配：1/12以内（高さが16cm以下の場合：1/8以内）</li> <li>・ 踊り場：高さ75cm毎に踏み幅150cm以上設置（勾配が1/20以下の傾斜路を除く）</li> <li>・ 手すりを設置：勾配1/12を超える部分 高さ16cmを超え かつ 勾配1/20を超える部分</li> </ul>
	経路		
	傾斜路		

※省令：移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令